

東北大学医学系研究科構内自動車入構管理実施内規

平成29年4月26日
医学系研究科長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人東北大学星陵キャンパス構内自動車入構管理規程（平成29年規第52号。以下「規程」という。）に基づき、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の星陵キャンパス構内のうち、医学系研究科に係る区域（以下「研究科構内」という。）における入構管理の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「部局」とは、医学系研究科、薬学研究科、医工学研究科、災害科学国際研究所、附属図書館医学分館、病院、動物実験センター及び東北メディカル・メガバンク機構をいう。

(入構許可申請者の資格)

第3条 規程第5条第2号に定める構内に通学する学生のうち、入構管理担当部局の長が認めた学生は、大学院博士課程後期3年の課程の学生及び大学院博士課程医学履修課程の学生とする。

2 規程第5条第3号に定めるその他入構管理担当部局の長が特に必要と認めた者は、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 研究科構内において事業を行うことが認められている事業所の職員
- 二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年7月5日法律第88号）に定める派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）のうち、研究科構内の部局に派遣される者
- 三 本学が委託する業務に従事する者
- 四 本学への用務のため研究科構内へ入構する業者等
- 五 東北大学の学生で、前項に定める者以外の者のうち、特別な事情により自動車の研究科構内へ入構する必要がある者

(入構許可の申請手続き)

第4条 規程第6条に規定する入構許可申請を行う場合は、別紙第1号様式「入構許可申請書」又は別紙第2号様式及び別紙第3号様式「特別入構許可申請書」を所属する部局又は用務を行う部局（以下「所属部局等」という。）の事務部を経由し、又は直接医学系研究科事務部に提出するものとする。

2 医学系研究科事務部は、入構許可証を作成のうえ、所属部局等の事務部を経由し、又は申請者に直接交付するものとする。

3 第1項の申請内容に変更があった場合や自動車による入構の必要が無くなった場合には、別紙第4号様式「入構許可（内容変更申請・返還請求）書」又は別紙第5号様式「入構許可（内容変更）申請書」を提出しなければならない。

(入構許可証の許可基準)

第5条 入構許可証（通勤・通学用）は、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。

- 一 研究科構内を主たる勤務地とする役員及び職員で、通勤距離が2 km以上の者のうち、自動車による通勤手当が認定されている者
 - 二 研究科構内を主たる通学地とする大学院博士課程後期3年の課程の学生及び大学院博士課程医学履修課程の学生で、通学距離が3 km以上の者
 - 三 研究科構内において事業を行うことが認められている事業所の職員で、通勤距離が2 km以上の者
 - 四 派遣労働者で、研究科構内の部局等に派遣される者のうち、通勤距離が2 km以上の者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、入構許可証（通勤・通学用）を交付する場合がある。
- 一 身体等が不自由な者
 - 二 妊娠・育児・介護に係る送迎のため、自動車の使用が必要な者
 - 三 職務・学務上、公共交通機関が利用できないため、自動車の使用が必要な者
 - 四 その他、特別な事情があり、自動車の使用に相当の理由があると認められる者
（特別入構許可証の許可基準）

第6条 特別入構許可証は、次の各号のいずれかに該当する者に交付する。

- 一 他のキャンパスの役員及び職員で、授業、研究活動、会議等のためやむを得ず自動車で研究科構内へ入構する必要のある者で、かつ、当該キャンパスで通勤用の入構許可証の交付を受けている者
- 二 他のキャンパスの大学院博士課程後期3年の課程の学生で、授業、研究活動のためやむを得ず自動車で研究科構内へ入構する必要のある者で、かつ、当該キャンパスで通学用の入構許可証の交付を受けている者
- 三 本学が委託する業務に従事する者
- 四 本学への用務のため研究科構内へ入構する業者等
（入構許可証等）

第7条 規程第6条第3項に定める入構許可証は、次のとおりとする。

- 一 入構許可証（通勤・通学用） 別紙第6号様式
 - 二 特別入構許可証 別紙第7号様式
- 2 規程第8条第2項に規定する一時入構許可書は、別紙第8号様式とする。
- 3 第1項に定める入構許可証の有効期限は、交付した年度限りとし、前項に定める一時入構許可書の有効期限は、当日限りとする。
（個人指定駐車場）

第8条 研究科長は、研究科構内の駐車場のうち、次の表に掲げる駐車場については、その利用者を指定して利用させることができる。

駐車場	台数
医学部1号館玄関前	10台
医学部保健学科	12台

医学部1号館前砂利敷（道路沿）	16台
医学部1号館前砂利敷（緑地内）	14台

- 2 入構許可（通勤・通学用）を申請する者のうち、前項の駐車場の利用を希望する者は、第4条に定める入構許可申請書に希望する駐車場を記載し提出するものとする。
- 3 前項の申請者数が駐車可能台数を上回った場合は、役職及び職責の高い者を優先するものとし、同位が複数人となった場合は、抽選により利用者を決定するものとする。
- 4 第1項に定める駐車場を利用できる期限は、年度限りとする。

（入構負担金）

第9条 規程第7条第1号に掲げる者に係る同条に定める入構負担金は、次の表に定めるとおりとする。

駐車場	入構負担金の額
医学部1号館玄関前	(月額) 12,000円
医学部保健学科	(月額) 8,000円
医学部1号館前砂利敷（道路沿）	(月額) 8,000円
医学部1号館前砂利敷（緑地内）	(月額) 6,000円
上記以外	(月額) 3,000円

- 2 入構負担金は、入構許可証と引き換えに現金で支払うものとする。ただし、役員及び職員のうち、希望する者については、毎月の給与から控除する。
- 3 自動車による入構の必要が無くなった場合で、事実の発生の日が月の初日で15日以内に入構許可証の返却があった場合には、当月以降に係る入構負担金、それ以外の場合には返却した月の翌月以降に係る入構負担金を徴収しないものとし、既に徴収している入構負担金がある場合は、これを返還する。
- 4 規程第7条ただし書きに定める入構負担金の全額の免除を受けようとする者は障害の程度及び公共交通機関等による通勤が困難な理由を申し出るものとし、医学系研究科長は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一に定める程度の障害があり、かつ、自動車を使用しなければ通勤・通学等を行うことが著しく困難であると認められる場合には入構負担金の全額を免除するものとする。

（入構窓口等）

第10条 規程第8条第2項に定める入構窓口は、次のとおりとする。

入構窓口	受付時間
医学部1号館1階警務員室	終日

（一時入構許可書による入構者の管理）

第11条 一時入構許可書の交付を受けた者は、規程第8条第3項により用務を行った部局の職員の認証を受けた一時入構許可書を入構窓口に戻却しなければならない。

（違反に対する措置）

第12条 規程第10条第2項に定める違反者に対する措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 違反者に警告等を行うこと。
- 二 警告書を違反車両に貼付すること。
- 三 入構許可を取り消すこと。
- 四 構外への退去を命じること。
- 五 前各号の措置に応じず放置された自動車を撤去すること。

附 則

この内規は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成29年11月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年12月1日から施行する。